

植物防疫所 病害虫情報

No. 61
2000・7・15

輸入解禁の要請及び検討の進捗状況

スーパーなどの食料品売場では、日本産の農産物に加え、輸入された珍しい熱帯果実やカラフルなピーマンなどの野菜が並んでいるのをよく見かける。これらの果物や野菜は、日本人の豊かな食生活を支える食品の一部として定着しているが、その中には「条件付き輸入解禁植物」と呼ばれるものがある。「条件付き輸入解禁植物」は、植物防疫法により輸入が禁止されている植物ではあるが、輸入禁止されている原因となっている病害虫が侵入することを防止するための植物検疫措置が確立した場合に公聴会等の手続きを経て関係規則を改正することにより当該植物

を輸入禁止対象から除外するものである。植物検疫措置としては、輸出国における禁止対象病害虫の殺虫・殺菌技術の確立によるものや特定の地域

における対象病害虫の無発生を設定し、その地域からの輸出を認めるものなどがある。

輸入解禁に係る一連の標準的な手続きは次のとおりとなる。

① 輸出国から書面により輸入解禁の要請が行われる。この要請を受け我が国の植物検疫当局は輸出国に対して輸入解禁措置に係る試験又は調査の計画を提出するよう書面により通知する。

② 輸出国において実施する試験又



人工接種による寄生果実の作成



自然産卵による寄生果実の作成



蒸熱処理庫への果実の積み付け



サクランボ



マンゴウ



ネクタリン

果実の切開調査（殺虫効果確認）

は調査の計画が提出される。我が国は提出された計画について、内容を検討し、必要に応じ修正すべき点、疑問点などを輸出国側に回報する。

③ 輸出国において実施された試験又は調査に関するデータが我が国に提出される。我が国植物検疫当局は提出された試験又は調査データの科学的見地からみて適正な試験又は調査の結果得られたものであることを確認する。また、その確認の結果を輸出国に対して書面で通知する。

④ 我が国から試験又は調査データが適正であることを確認した旨の通知を受けたときは、輸出国は確立された技術等の植物検疫措置に関する現地確認試験計画を提出する。

⑤ 我が国は、専門家を輸出国に派遣し、確立された技術が適切であることを確認するため、現地確

認試験に立ち会う。輸出国は、試験データを作成して我が国に提出する。我が国は、派遣専門家の報告を踏まえて、提出されたデータを評価して輸出国へ通知する。

以上の手続きが適正に終了したものについては、我が国において植物防疫法に基づき学識経験者、農業等の利害関係者の意見を聴取する公聴会を開催し、意見を求め、その結果妥当と認められるものについては、植物防疫法施行規則の一部

が改正され、必要に応じて農林水産大臣の定める基準(告示)及び植物検疫実施細則(農産園芸局長通達)が制定され、輸入禁止措置が解除される。

農林水産省は、昨年から解禁要請と検討進捗状況を随時公表している(本誌60号)が、本年5月現在の上記①～⑤の状況は表のとおりとなっている。



条件の合意

輸入解禁要請に関する検討の進捗状況

① 輸出国により輸入要請がおこなわれたもの

国名又は地域名	案 件	解禁要請の年月
エジプト	オレンジ生果実	平成12年5月
イスラエル	マンゴウ生果実	平成8年7月
イタリア	かんきつ類生果実	平成10年9月
インドネシア	マンゴウ生果実	平成7年12月
エクアドル	マンゴウ生果実	平成10年1月
オーストラリア	いねわら	平成10年1月
	トマト生果実	平成10年11月
オランダ	ばれいしょ生塊茎	平成7年5月
	ばら科苗木	平成9年10月
カナダ	たばこべと病の無発生地域の認定(一部地域)	平成11年1月
コスタリカ	メロン生果実	平成9年8月
スペイン	クレメンティン(かんきつ類)生果実	平成9年3月
タイ	マンゴスチン生果実	平成8年4月
ニューカレドニア	マンゴウ、ピーマンの生果実	平成10年6月
パキスタン	マンゴウ生果実	平成8年2月
ハンガリー	チチュウカイミバエ、ジャがいもがんしゅ病等の無発生地域の認定(国全体)	平成10年2月
フィリピン	いねわら	平成11年1月
フランス	トマト生果実	平成10年2月
ペルー	マンゴウ生果実	平成11年9月
ボリビア	そらめ生果実	平成9年11月
メキシコ	トマト生果実	平成10年2月
モロッコ	かんきつ類生果実	平成9年1月
レバノン	ぶどう生果実	平成11年5月
中国	いちご生果実	平成10年4月
	芦柑(ルーカン:かんきつ類)生果実	平成10年4月
米国	ばれいしょ生塊茎	平成7年1月
	いねわら	平成11年4月

② 試験又は調査の計画が確定したもの

国名又は地域名	案 件	解禁要請の年月
アルゼンチン	かんきつ類生果実	平成2年7月
イスラエル	チチュウカイミバエ無発生地域(一部地域)の認定及びメロン、トマトの生果実の輸入解禁	平成9年6月
	かき生果実	平成9年7月
	ノバ(かんきつ類)生果実	平成10年6月
	レモン生果実	平成10年6月
インド	マンゴウ生果実	平成9年7月
インドネシア	いねわら	平成9年6月
オーストラリア	ジョナゴールド種りんご生果実	平成11年10月
カナダ	乾燥牧草(むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉が混入しているもの)	平成元年4月
チリ	ジャがいもがんしゅ病の無発生地域の認定(国全体)	平成8年8月
パナマ	チチュウカイミバエ無発生地域の認定(国全体)	平成5年9月
ハワイ	アンスリウム苗	平成9年11月
	ランブータン生果実	平成10年9月
フランス	ふし種りんご生果実	平成10年7月
ブラジル	マンゴウ生果実	昭和61年11月
米国	りんご生果実(カリフォルニア州)	平成8年10月
南アフリカ	アボカド生果実	平成10年4月
	マンダリン及びクレメンティン(かんきつ類)生果実	平成9年10月
	ぶどう生果実	昭和49年9月

③ 試験データ又は調査データの確認が終了したもの

国名又は地域名	案 件	解禁要請の年月
マレーシア	マンゴウ生果実	昭和62年10月
スペイン	サルスティアーナ種(オレンジの一種)生果実	平成9年3月

④ 現地確認試験又は現地確認調査の計画が確定したもの

国名又は地域名	案 件	解禁要請の年月
米国	さくらんぼ1品種の生果実	平成11年2月
	プラム生果実	平成10年6月
チリ	さくらんぼ生果実	平成12年1月
プエルトリコ	チチュウカイミバエ無発生地域の認定(全地域)	平成11年11月
ベルギー	トマト及びきゅうりの生果実	平成12年3月

⑤ 現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの

国名又は地域名	案 件	解禁要請の年月
	該当なし	